



第九卷 第三號

大正十三年七月一日發行

(通卷第三十五號)

研 究

足利時代に於ける勅撰集編纂の

特異の事情について

岩 橋 小 彌 太

よつて御子左爲定撰

三、新拾遺和歌集 貞治二年三月同じく後光嚴天皇の

繪旨によつて御子左爲明撰

四、新後拾遺和歌集 永和元年六月後圓融天皇の繪旨

によつて御子左爲遠、二條爲重撰

五、新續古今和歌集 永享五年八月後花園天皇の繪旨

によつて飛鳥井雅世撰

足利氏が政柄を執つてから以後、前後五部の勅撰和歌集が編纂せられた。即ちそれを數へ擧げると次の表の通りである。

一、風雅和歌集 康和三年十月花園院上皇御自撰

二、新千載和歌集 延文元年六月後光嚴天皇の繪旨に

此の表によつても知らるゝ通り、忿劇の時勢なるにかゝはらず、勅撰集の事はなか／＼頻繁に行はれてゐる。元來勅撰集は平安朝時代では大約四五十年に一度づゝ位の割合に出来て居つたのであるが、此の表で見ると、新後拾遺集と新續古今集との間が大分遠退いてゐる他は、十年十五年に一度づゝ位に編纂せられた。勿論鎌倉時代では一層頻繁に編纂せられたが、それは皇室に於ける兩統迭立の結果、御互に撰集を競はれる様な姿になつた爲めであるが、かういふ事情は京都で持明院御一流御治世の當代には無いことであつたが、撰集だけは相變らず頻繁に行はれた。是は此の時代勅撰集編纂の一の特例と見ていゝ。

併し此の事は先代の慣例から導かれたものとも見る事も出来やう。されど後光嚴天皇の御一代に新千載集と新拾遺集との二度の勅撰があつたといふことは、全く先蹤を絶した稀代の事例である。

後嵯峨上皇は續後撰、續古今の兩度の撰集を命せられ、後宇多上皇は新後撰、續千載の兩集を撰せられたけれども、續後撰は後深草天皇の御宇、續古今集は龜山天皇の御宇、新後撰集は後二條天皇の御宇、續千載集は中御一代を措いて後醍醐天皇の御宇の編で、何れも一代一度を超えてゐない。たゞ後醍醐天皇の御宇に元應元年に後宇多上皇が續千載集を撰せしめられた、其の奏覽があつて二二年經つか經たぬ内に、上皇が崩御せられ、天皇が御親政せられるや否や、元亨三年に復た續後拾遺集を撰せしめられたのは、稍特殊な例であるが、然し前度のは後宇多上皇の院宣により、後度のは天皇の綸旨によつたもので、此の時代に同じく後光嚴天皇の綸旨によつて一代二度の勅撰が行はれたのとは自ら事情を異にしてゐる。此の一代二度の勅撰といふことは此の時代勅撰集の新異例である。

次に又此の時代の勅撰集には體裁の上にも前代の集に見ない處のものがある。普通勅撰集の序文には、例の人口に喩炙してゐる古今序の「普きおほむうつくしみの浪八島のほかまで流れ、廣きおほむ恵の蔭筑波山の麓よりも茂くましまし。」といふ風の、御代の善政を頌し、御治世を謳歌する常套の文句がある。風雅集は花園院上皇の御自撰であつたから、かゝる常套の文句の無いのは當然であり、次の新千載、新拾遺の兩集には遇々假名、

眞名の兩序共に闕けてゐるけれども、其の後の新後拾遺集には假名序だけがあり、最後の新續古今集には兩序共に揃つて居つて、例の通り常套文句がある。併し此の兩集の序には叡徳を頌する常套文句のみではなく、それについて武家の政治を謳歌した文句までがある。新後拾遺集の序に、

今わが君、天の下しろしめす事、十ニせあまり一かへの春秋になむなりにける、普きおほむうつくしみこ

りしく花よりもかうばしく、深きおほむめぐみ清く涼しき竹よりもしけし、道の露を拂ふうたへ人も、長く畔をゆづり、竹の林に嘯くかしこきこもがらも、忽ち山を出づる時こなれり、

とあるのは例の通りであるが、それに引つゞいて、しかのみならず、征夷大將軍左のおほいまうちぎみ、片糸のみだれしを治め、かけ草の襲へしをおこして、外には八隅をまもり、内にはよろづのここわざをたすく、まこみに君も臣も身をあはせたるをりなるべしといつてゐる。新續古今集にも、

ここに神の授けし國を守り、世を承け保つ位にそなはりて、天が下普きおほむうつくしみは、野なる草木の蔭よりも繁く、雲の上明けき政は、空行く月日の光も一つにて、もうこしの三つのすべらぎ、五の帝の道をおこしぬれば、我が八島四つの海の外までも靡き喜ばすといふ事なし、

といふ常套文句からすぐ、

然のみならず、左のおほいまうちぎみ源の朝臣、えび

すを平らぐる軍の君の司を兼ねて、梓弓柳の營しけきはかりごこを帷のうちにめぐらし、あたを千里の外に退くる道まで統べ行はれしかば、龍田山の白浪聲靜にして、よは關の戸さすごこを忘れ、春日野の飛火影絶れて、雪間の若菜摘むに妨無し、

と武家謳歌の句を續けてゐる。

もどく勅撰集といふものは、醍醐天皇が和歌に御執心の餘り、歌道の爲め、又御自分の御嗜みの爲めに、紀貫之等の臣下の歌仙をして名歌を集めさせられ、後世御歴代亦其の嘉躅を追はれたのに過ぎないものであつて、全く天皇又は上皇御一分の事であり、決して朝廷の公事でもなく、國家の政務に關係した事でもなく、況や武家とは全々交渉のあるべきことではない。撰者は綸旨或は院宣を請けて撰集するものであるから、序文の中に天皇又は上皇の高徳を仰讚するのは當然の事ではあるが、其の態度を更に武家にまで及ぼすのはど

ういふ理由であらうか。此の時代は人も知る如く武家が随分專横を極めた時である。けれども單に武家が專横を極めたといふだけでは、武家に全く無關係な此の勅撰集の序文にまで、武家政治を讚嘆する様な文句を挿入するといふことの解釋にはならない。これは更に深い特別の事情の隠れたものがあるのではない。

二

此の場合に特に注意すべきは、此の時代の勅撰集が多く武家の執奏によつて編纂に著せられたといふことである。此の新後拾遺集については、近衛道嗣の愚管記永和元年七月二日の條に

傳聞、勅撰事一昨日被仰御子左中納言云々、藏人右衛門權佐資教書綸旨云々、此事武邊内々有申旨歟之間、俄被仰云々、遣質使於撰者許之處、中納言出行云々、仍空歸了、明日又可遣也。

といひ、次の新續古今集については、薩戒記永享

五年八月二十五日撰者宣下の事を記した條下に

今日被仰下和歌集可撰進由於飛鳥井中納言雅世、藏人權右少辨長淳書遺繪旨了、凡院御治世之時猶可爲院宣

歎之由有沙汰、然而猶有議被下繪旨云々、新拾遺、新後拾遺等之

例歎、件兩集武家執奏也、今度又如然、又聊有子細歎、

といひ、看聞日記の翌日の條にも、

抑撰集事有沙汰、飛鳥井中納言一人撰者被定、昨日被

成繪旨云々、早速可申沙汰之由室町殿被仰云々、歌道

再興珍重也、

と見えて居つて、何れも武家の執奏によつて撰集

に着手せられたものである事は疑ふべきでない。

されば武家の執奏といふことに就いて、序文の中

にあの様な文句がわざ／＼挿入せられたものだど

も考へられない事もないが、單に武家が撰集の御

奨めをしたといふ事だけで、其の武家にこれだけの

讃辭を呈するのは餘りに過分の事である。これ

はごうしても武家と勅撰集編纂との間に、今少し

込入つた複雑な事情があつたので、武家の執奏と

いふも、單に一片の御奨めのみではなく、更に深

い、勅撰集の編纂に關しては特に重大な意義のあ

る執奏であつたのだと考へなければならぬ。

滿濟准后日記には新續古今和歌集編纂の事情を

丁寧記してゐる。滿濟は此の集の編纂に直接干

與したのであるから、當代の何れの記録よりも特

に詳細に亘り、又機微の消息を傳へてゐる所が多

いので、これに就いて所謂武家の執奏の如何なる

ものであつたかといふことを明瞭に知ることが出

來やうと思ふ。それによれば、永享五年八月十日

將軍家に連歌の會があり、其の席上で將軍義教は

滿濟に向つて始めて勅撰集編纂の希望を述べた。

滿濟は彼が「年來御有増也、等持寺殿以來代々御

佳例也、旁御庶幾勿論、神道嚴重之間、御思慮繁

多」と語つたと記してゐる。即ち勅撰集の事は義

教年來の希望であつて、且つ尊氏以來代々の佳例

であるからといふので、一層熱望してゐるのであ

るが、和歌兩神の神意嚴重な爲め躊躇してゐるといふのである。そこで其の事を飛鳥井雅世と堯孝僧都とに相談させた。滿濟は翌々十二日に其の宿坊で雅世、堯孝の兩人と相談したが、共に撰歌の事は天下安全の兆であるといつて慶賀し、將軍は神慮を畏れてゐるが、撰集の間に不法の儀があれば、それは撰者の失で、公方としては苦しからぬ事であるといつた。十五日に滿濟はそれを復命したが、義教はなほ神意を慮つて、住吉、玉津島兩神の御前で御鬮を取り、それによつて決定しやうとした。併し兎も角も其の日將軍の計ひとして撰者を飛鳥井雅世に、和歌所の開闔を堯孝に、治定したのである。十七日に御鬮を取つた結果は吉であつたので、漸くにして始めて撰集の事を後小松上皇に奏聞し、十九日に至つて愈々其の事が決定して、二十一日に御花園天皇の綸旨を以て撰者を宣下せられやうといふ事になつたが、雅世が御治世

の院御在世の時に、綸旨を以つて公事を行ふ先例がない、若しあつても、それは不快の例であるといひ出したので、改めて院宣によるか、綸旨によるかを詮議する事となり、其の詮議の結果二十五日になつて、やはり綸旨を以つて宣下せられ、こゝに撰集の形式が始めて完備したのである。

今此の記事によつて、新編古今集編纂の動機と、撰集の事が決定せられるまでの経過とを觀れば、此の集は綸旨を以て飛鳥井雅世に編纂を命ぜられた者であるけれども、其の實は決して後花園天皇の御思召に基いた事ではなく、又將軍義教が單に御獎めをしたといふだけでもなく、寧ろ義教は自分の仕事として撰集の事を思ひ立つたのである。椿葉記に「和歌の道はむかしより代々聖主ごにもてあそびまし／＼て、萬葉集以來八代集、ちかき代までもちよくせんありつるに、この一兩代中絶しはんべる。みちの零落無念なることなり、室

絶しはんべる。みちの零落無念なることなり、室

町殿歌道の御すきにてあれば、たうだいいかにも撰集再興の沙汰ありぬべし」と記されてゐるのも亦此の消息を漏してゐるのであらう。彼が御閣によつて神意を伺つたのも、執奏の可否を伺つたのでないことはいふまでもない。彼は未だ上皇に奏聞しない以前に撰者やら開閣を任命し、事を企てゝから漸く八日目になつて始めて奏聞した。其の上撰者の任命を繪旨とするか、院宣によるかといふ様なことまで僉議してゐる。天皇御一分の思召による事であれば、勿論繪旨を以つてすべきであり、上皇の思召によるものならば、當然院宣を以つてすべきもので、繪旨、院宣の何れに據るべきかといふ様な僉議が行はれる必要のない事である。

畢竟此の撰集は將軍自身の事業で、形式にのみ勅撰の體裁を調へやうとしたのであつて、其の爲めには繪旨でも院宣でもどちらでもいゝ事であり、又必ずどちらでなければならぬといふ事でもな

い。たゞ徒に前例などに左右せられてゐる當時の習慣によつて、そんな僉議が必要となつたのである。

かく新續古今集は表面上勅撰集であつて、實際では武家の打聞（私撰集の事）ともいふべき性質のものである。されば一條兼良が其の序文を草するに當つて、武家を謳歌する文句を挿入したことの理由も、これによつて始めて解することが出来る。彼は決して武家專横の時勢である爲めばかりで、要もない所にかゝる文句を挿入したのではない。又單に武家が執奏した爲めばかりにかういふ事を書いたのではない。そして此の滿濟准后日記の記事によれば、將軍がかく勅撰集の編纂に干與することは、等持寺殿以下代々の御佳例であると、義教自身がいつてゐる。果して然らば、二條良基が新後拾遺集の序を書く時にも同様の事情があつて彼の通りの文章を草したのであつたかも知れない。

三

次に此の「等持寺殿以來代々御佳例」といつてゐる事が果して事實であるかどうかを吟味しよう。

即ち尊氏が新千載集の編纂を執奏してから以後の撰集の事情を詳にして、果して義教の言の如く、毎度新續古今集同様に事實が足利氏の打聞で、形式のみの勅撰集であつたかどうかを知らうとするのである。併し此の滿濟准后日記の様に、撰集の事情を巨細に記したものが他に求め難く、代々の撰集の正確なる實情を搜るのに苦しむのであるが、多少の推測を試みる材料は無いわけではない。

其の以前に足利氏が政權を握つて後最初に出来た風雅集に就いて一瞥すれば、此の集は花園院上皇の思召立せられたもの、而も御自撰に成つたもので、後の四代集とは事情は自ら相違する。併し此の集も院の御自撰ではあるが、始め院は康永二

年の頃に撰集の御希望があつて、それを武家に御相談になつたのを、武家は荏苒として奉答する所なく、翌康和三年十月直義が上階の御禮に院參した際に御催促になつて、漸く決定したもので、此の時代最初の勅撰集で、而も御自撰で、あるにかゝはらず、武家の綺の端緒を開いてゐる。

新千載集は延文元年六月に尊氏の執奏によつて編纂に着せられたもので、其の事情は大略ながら園太曆で知る事が出来る。國記延文元年五月八日の條に、

抑今日未尅許有禁裏御書、勅撰沙汰、奉行人間事愚存申入了、且承悅之旨、密々示遣撰者禪門了、又都護對面之次、此事談之、武家雖申出、時宜御斟酌、云時分、云御製御分際、旁思食煩之由勅定云々

と見え、其の禁裏御書には、

勅撰事、武家聊依有申旨、可有其沙汰候、其間事閑可申候、撰者事、任千載集可爲御子左之旨令申候、就其奉行事、或公卿、或雲客共存其例候歟、今度可爲何様

候哉、若先例依當道譜代被仰奉行事候哉、彼は無才學無申計候、委可被申候也、先念可被仰之間、奉行事申合候、條々不審追可申候也、他事期後信候也

とあつて、此の御書に奉答した洞院公賢の意見は、被仰下之旨畏承了、抑勅撰間事、天下已屬太平了、頗御沙汰珍重存候、撰者法躰雖邂逅候、千載集勿論候上、又武家執奏不能左右候歟、奉行人事禁中御沙汰時、職事事不可有異義候乎、奉行強無被撰歌人之儀候歟、後撰集之時、謙徳公爲五位藏人被奉行候者、和歌別當勿論候歟、其外強歌人可奉行之條無定式候哉、隨而新勅撰之時、頭中將資雅朝臣傳宣候、不被撰當道故實奉行候之旨存候、被仰下候儀者被召御前直被仰之、或以論旨院宣被仰下、先例不同候哉、存知分且令言上候、得此御意可令洩披露給候、公賢誠恐頓首謹言上

六月八日

藤原公賢上

頭辨殿

追言上

千載集、頭中將資盛朝臣書遣、院宣之旨所見候、以

便宜爲申上候、可令得此御意給候也、重誠恐頓首謹言

といふのである。是等によれば、此の新千載集は尊氏の執奏に仍つたもので、後光嚴天皇は時分といひ、御製の御分際といひ、思食煩はれたのであるが武家の執奏黙し難く、遂に許可せられたのである。そして撰者御子左爲定は已に入道してゐただけれども、これも武家の執奏によつて、千載集の俊成の例に任せて命せられた。爲定は尊氏の眷顧を受けたもので、尊氏には三代集の傳授をも授けてゐる。さういふ關係から尊氏は彼を推薦したのであらう。

此の時の尊氏の執奏といふのは、此の材料だけによれば、表面は先づ單なる執奏であつて、彼の義教が自分で撰集を企て、形式だけを勅撰に假りたのとは、多少様子を異にしてゐる。義教は自分の手元で萬般の準備を整へ、道具建が出来上つてから、たゞそれを後小松上皇に報告したのに過ぎ

ないが、尊氏のは大體一通りの御奨めであつて、撰者もたゞ紹介した分である。天皇は其の撰者の適否も奉行人の事も親しく御考慮になり、或は宿老に御相談になつた上で許可せられたので、新續古今集の時の様に、天皇や上皇が全くたゞ員に具はれただけであるのとは同一軌ではない。

次の新拾遺集の編纂事情については、近衛道嗣の愚管記貞治三年二月二日の條に、

勅撰所望愚詠百首今日遣撰者許、前中納言 今度勅撰事 爲明卿也
衆人不甘心歎、然而大樹骨張之間、不能是非云々

とあるによりて、これも亦將軍義詮の主張する所であつて、衆人は同意しなかつたげれども止むを得ず實行する事となつたらしい。併し義詮の主張といふのも、義教の如く悉皆自分の仕事として始めたのではなく、三條公忠の後愚昧記の同三月十九日の條に

勅撰事日來武家執奏子細有之、而重々被經御沙汰、被

仰前中納言爲明卿云々、仍賀遣之、爲悅之由有返報とある様に、朝廷では重々御沙汰を經られた上、漸く御許可になり、撰者を爲明に任命せられたのである。

新後拾遺集は、前に引用した愚管記應安八年七月二日條及び薩戒記にも見えてゐる通りに、武家即ち義滿の執奏に仍つたものであることは明白であるが、それがどれ位の程度の執奏であつたか、更に深い事情は知る事が出来ない。撰者御子左爲遠も亦義滿の執奏によりて任命せられたらしく、爲遠が撰集中途に病を以て夭折するや、後任を二條爲重に命せられたが、それも同じく武家の執奏によつたことは愚管記の元徳元年十月二十九日の條の記事によつて知られる。又同記の永和元年八月二十五日の條には

今日武家和歌會始云々、依勅撰事有此事歟

といふことが見えてゐる。從來撰集の事が行はれ

る際には、朝廷では毎度撰歌の材料を得る爲めに、臣下から百首和歌を召され、又度々和歌御會が催される。此の新後拾遺集の時は、將軍義滿は撰集を執奏したばかりではなく、又勅撰の事に依つて、禁裏の御會以外に、自ら和歌會始を催した。これによつて見ても、義滿は父祖の時よりも一層勅撰集の事業に深入りをしてゐることが知られる。それが義教の新續古今集の執奏の如く、殆ど武家の打聞といふ程度のものであつたかどうかは判明しないが、二條良基が此の集に彼の様な序文を書いたことを、義教の態度と新續古今集の序文に思ひ合はずと、義滿の態度も單なる執奏でなかつた様に考へられ得るのではなからうか。

右に述べた如く、義教がたゞ自分の年來の希望であるといつて、近侍のものご相談の上、全く朝廷を顧みないで撰集の事を始め、それを等持寺殿以來の代々の佳例であるといつてゐるのは、一往

は彼の誤解であつて、少くも尊氏、義詮までは、

まだそれ程朝廷を蔑如した不遜な態度は執らなかつた。併し尊氏や義詮の執奏といふのは、時の天皇や上皇に其の御希望があつての上の事ではなく全く彼等自身ばかりの希望であつて、後光嚴天皇は、時分といひ、御製の御分際といひ、頗る御斟酌になつて、たゞ武家の執奏黙し難いばかりに御許しになつたのである。新拾遺集の時も、諸人は皆不甘心であつたのを、大樹の骨張の爲めに止むなく始められることゝなつた。朝廷に於かせられては、尊氏や義詮の御奨めや取りなしは、他の廷官の御奨めや取りなしと違つて、非常に重苦しい壓迫を感じられたに相違はない。當時の朝廷には、畏多い事ではあるが、彼等の希望をすげなく退けられるだけの御力は無かつた。貞治六年三月二十九日に中殿御會が催された。中殿御會の常儀では、先づ御遊があり、後和歌の披講が行はれるのであ

るが、此の時は將軍義詮が長座難治の爲め、特に中請して披講を先にした。殊に御製の講師は豫め御子左爲遠に命せられたのを、義詮は三寶院光濟を以て冷泉爲廣に替へられんことを奏請したけれども、天皇は爲遠の鬱憤を不便に思召して御許が無つた。然るに義詮は重ねて「如此事、爲師範之人失面目之時、弟子不出仕之條爲流例之上者、不被仰爲秀卿者今夜不可參仕」といつたので、天皇は「今夜御會事、粗爲武家申行之間思食立了、而不可參之由申條所驚思食也、然者御會被行之條似無其詮、然者御製講師間事落居まで可被延引也、不然者爲遠卿雖可令鬱憤、被仰他人被遂行之條如何」とまで讓步せられたが、義詮は諸大名の諫によつて遂に其のまゝ出仕したのである。此の時は義詮は横車を押通すには至らなかつたけれども、幕府が朝廷に對する横道な態度は毎度此の通りであつて、朝廷の方ではこれに對して全く抵抗する

事がお出来にならなかつた。されば此勅撰集の事は表面では單純なる執奏には過ぎなかつたけれども實際の結果は寧ろ朝廷に強請したことゝなるのであつて、義教の態度は、たゞそれと少しばかり方法を換へ、自分でそれを行つて、朝廷の名義を假りたといふだけに過ぎないのである。それは一層深く其の事に身を入れた結果であり、又段々朝廷に對する彼等の態度が僭越になつて來た結果である。要するに此の時代の勅撰集は何れも足利氏の勅撰集であつて、やはり義教の言つた如く、等持寺殿以來足利氏累代の佳例であつたのである。

四

かゝる勅撰集編纂の特異なる事情が明になれば此の時代に、鎌倉時代に劣らず頻繁に撰集の事が行はれ、又後光嚴天皇御一代に二度の勅撰のあつたことも其の理由は明瞭となる。即ち康和三年に

花園院上皇は風雅集を御自撰になつたが、尊氏は自分の希望を満足させる爲めに、風雅集の竟宴の行はれた貞和二年から十年經つか經たぬ延文元年に又撰集を奏請した。尊氏が没し、議詮が其の後を嗣いで、前に新千載集を奏覽せられた延文四年から僅に四年目の貞治二年、而も同じ後光嚴天皇の御治世中に、又々撰集を奏請したのである。かくて一代二度の撰集といふ新例を産んだのである。が、足利氏の方では尊氏と義詮とは代替りをして居つて、一代一度である。新拾遺集の奏覽から義滿が新後拾遺集の編纂を執奏するまで又十年を隔てたのみで、是には朝廷の御都合ではなく、義詮が其の後三年にして死し、武家に問もなく代替りが行はれたからである。

かく皇室の勅撰集が此の時代では武家本位になつてしまつた。私は近頃故田中義成博士の足利時代史を讀んで、義滿が正朔を其の家に私したこと

を考證せられてゐるのを見て心を寒くした。明德五年義滿が世を義持に譲つた時、應永と改元し、其の三十五年正月義持死し、義教嗣いで立つや、其の四月正長と改元した。其の間に後小松天皇の御讓位、稱光天皇の御受禪があつても、全く顧みてゐない。足利氏が年號に干涉したのはこればかりではない。後光嚴天皇御踐祚の時文和と改元せられたが、これも尊氏が執奏し、剩へ度々催促したのである。其の後幕府は遂に朝廷の年號を私して、一家の代替の際に殊更に改元する様な不臣な事を敢てするに至つた。勅撰集に對する彼等の態度も亦全く是と同一であつて、皇室では御一代中であるにかゝはらず、武家では代替りをした爲めに、二度の撰集を行つたのである。

五

然らば尊氏以下代々の將軍はなせ勅撰を執奏し

或は進んで自らそれを試みるやうな事まで敢てしたらうか。それには恐らく種々雑多な理由があることであらうが、先づ第一に彼等が何れも和歌に熱心であつたことを其の理由の一に數へなければならぬ。尊氏等が和歌の事に興味を感せず、又全く無關心であつたならば、決してそんな事に手を出さなかつたであらう。彼が少くも和歌を理會し相當な執心を有ち、又勅撰の事を歌道の上の重大な一勝事と信じてゐたのでなければならぬ。以前から武將にして和歌を好んだものは決して少くない。尊氏も夙くから其の修業を積んでゐたらしく、建武二年に後醍醐天皇が内裏で千首和歌の御會を催された時も遙に關東から詠進して居り、曆應二年の晴御會にも出仕してゐる。軍陣の祈願の奉養の爲めに、或は長門の忌宮に二首の和歌を獻じ、或は春日社願に七首和歌を奉納した。なほ靈夢によつて、法樂の爲に松尾社頭で披講をなし、

康永三年には高野山に登り、南無釋迦牟尼佛全身舍利の各宇を冠して隨行の一同と一卷の和歌を詠じ、其の紙背に寶積經を書寫して金剛三昧院の常住としたりしてゐる。更に執心の餘りに和歌の兩神に深く歸敬し、或は住吉社頭に八首和歌を獻じ、或は其の社殿を造營し、或は又俊成の宅址にあつた玉津島の社壇を再興した。又草庵集によれば、毎年七夕の夜には幕府で歌合を催してゐたのである。彼の詠歌は續後拾遺集に一首、風雅集に十六首、新千載集に二十二首、新拾遺集に十七首、新後拾遺集に十八首、新續古今集に十二首收められ、新千載集撰集の時の百首和歌の詠草としては延文二年百首和歌一卷があり、其の家の集としては等持寺殿御集一卷が存してゐる。彼の詠は決して優秀と稱すべき程のものでなく、寧ろ一種の檀那藝に近いものであつたけれども、和歌に相當に執心を有つてゐたことは否まれない。

尊氏の此の嗜好はやはり子孫にも傳へてゐる、弟の直義も同じ趣味を有つてゐた。義詮は貞治二年に安樂寺の神託詩歌を勸進し、翌年には住吉に參詣して其の紀行を草し、貞治六年には新玉津島社に於いて歌會を催した。新玉津島社歌合といふのは即ち其の時の詠である。彼の詠歌も風雅集に二首、新千載集に十一首、新拾遺集に十五首、新後拾遺集に十九首、新續古今集に七首收められてゐる。義滿に至つては一層深く歌道に浸潤した。彼は御子左爲遠、二條爲重を重用したが、爲重の家集によれば、幕府では月次和歌會を催し、なほ臨時に毎月一回又は二回の會を開いてゐる。これは其の後殆ど幕府の恒例となつた。

かく足利氏が何れも和歌を嗜んだといふことは勿論それに趣味を感じての事であつたらうが、一はまた京都に居つて紳縉家の風に感化せられたのであつて、尊氏は凡て頼朝を以て理想とし、其の

先蹤に追従しやうとしたのであるが、止むを得ず京都に本據を据ゑなければならなかつた事情に縛られ、頼朝の如く關東に幕府を開く事が出来ず、將士を率ゐてこゝに永住した爲めに、彼を始め武士一同は、皆公家の高い文化と典雅な教養に化せられる事を免れ得なかつた。彼が歌道や音楽、蹴鞠などに勤しんだのも、何れも紳縉の生活、趣味に憧憬し、力めてそれを倣はんとしたものであつて、頼朝を理想としながら、知らず識らず清盛の轍を蹈んでゐたのである。義滿に至つては既に全く公卿になりきつてしまつて居り、攝關と同様に生活しやうとし、或は寧ろ至尊の日常をも倣はんとした。彼は近衛道嗣より攝關家の練の傳を受けたが、これは全く公卿とし、左大臣として廟堂に立つ用意である。又主上の御樂傳受に倣ひ、豊原信秋から蘇合、萬秋樂、甘州已拍子、團亂旋、皇帝破陣樂等の傳受を受けた。かういふ風な趣味を

有ち、又かういふ風な生活をした足利氏の代々は、撰集の事を非常に重大事し、又それを希望したのは當然の事であらう。或は朝廷を差措いて、自ら編纂しやうとした其の心持も容易に察し得られるであらう。

其の上、當時、勅撰集の編纂は主上御一分の事ではなく、國家の政務と思はれてゐた。宮中の御事業なる撰歌が府中の事に混同せられたのである。宮中府中の別は往々混同せられ勝であり、殊に我が日本では常の事であつて、撰歌の事も必ずしも此の時代に限つたことではなく、既に鎌倉時代から一の政務と思はれてゐた。其の時代の各集が、毎度天皇が御讓位の後、院政を視られる様になつてから編纂の事を命せられたといふのも、これを一の政務と認められたからの事である。此の時代に於いてもなほ同様に考へられてゐたので、花園上皇が御自撰の風雅集の編纂を武家に御相談にな

つたのも、後光嚴天皇が新千載集編纂の時、執務手續の先例を洞院公賢に御諮問になつたのも、これを一の政務と認められたからである。新續古今集の時に、上には後花園天皇が御位に御座しまし、外に院政を視らるゝ後小松上皇がゐらせられたのであるから、薩戒記にも「凡院御治世之時、猶可爲院宣歟之由有沙汰」といひ、滿濟准后日記に、飛鳥井雅世の言として、「御治世院御坐之時、以綸旨被行公事先例無之歟」と記してゐる。これによつても當時勅撰集編纂の事を朝廷の政務と認めてゐたことが知られる。たゞ此の時代に御治世の院が御坐しましたにかゝはらず、毎度綸旨によつて撰集を行はれたのは、一は後光嚴天皇の新千載集の前蹤、即ち等持寺殿の佳例に従はれたのと、他は此の時代の政務には、幕府の干渉が甚しく、院政も完全に行はれず、殆ど有名無實になつてゐたからである。新千載集の前蹤とは、延文元年の頃院政

を御覽になる上皇が御座しませず、政務は天皇の親政であつたから、従つて撰集も綸旨で行はれたので、後の撰集は假令御治世の上皇が御座しましても、何れもこれを前例としてゐるのである。

かくの如く、當時にあつては撰集の事は朝廷の一の政務であつて、そして幕府は前にも言つた様に殆ど極端に政務に干渉し、上皇と天皇とはたゞ虚器を擁してゐられるに過ぎない有様であつた。既にかく政務に干渉する事を常としてゐる幕府が一の政務と心得てゐた勅撰集の編纂を、自分の手で計畫し、それをたゞ上皇に奏聞するに止めたといふ様な事も、決して不都合な僭越な事だとは思はなかつたのであらう。此の時代の勅撰集編纂の特異なる事情も、かゝる時世相を運會する事によつて、其の理由を明にする事が出来る。

六

我が勅撰集は第二十一代の新續古今集を以て、永く其の終を告げた。等持寺殿以來代々の御佳例も義教の代に於いて最後の幕を閉ぢたのである。義教の男にして事毎に祖父義滿の行動を模倣しやうとし、殊に和歌に於いては父祖累代の誰よりも一層入立ち深く、又秀でた詠口であつた義政が、どうして代々の御佳例を繼承しやうとしなかつたのであらうか。頗る案外な事の様に思はれてならないが、實際に於いてはやはり彼も前蹤を追はうとしたやうである。寛正六年に復た撰集の企てがあつた。即ち其の二月二十二日(公卿補任による、大乗院日記目録には二十一日に作る)後花園院上皇の院宣によつて、飛鳥井雅世の息男雅親に撰者を命せられた。義政及び義尙に深く親昵せられた姉小路基綱も其の和歌所の寄人に補せられ、九月二十八日に飛鳥井家の私邸に於いて和歌所の事始をなし、撰集に着手したのである。けれども此の集

は遂に奏覽の運に至らなかつた。それは蓋し翌々應仁元年に起つた大亂の爲めであつて、此の一亂の後には、永く京中に寧日無く、世態も漸く一變せんとして、等持寺殿以來代々の御佳例も愈々實際に終末を告げたのであつて、吾々は遂に第二十二代集を見る事が出来ない事となつた。

義尙の和歌に對する執心は更に一層深いものがあつたけれども、彼は再び曩祖以來の前列に

漢人の蒙地開墾に就いて (上)

文學博士 矢野仁 一

元史耶律楚材佛に、別迭と云ふ元の太宗の近臣が、漢人無補於國、可悉空其人以爲牧地と言つた時に、楚材は地稅商稅鹽酒山澤の利を以て得れば、優に軍需に資するを得べく補無しと謂ふべからず

従はうとせせず、朝廷を離れ、自身一分で打聞を編纂しようとした。彼に於いては撰集は最早決して一の政務ではなく、眞に文學的の事業であつた此の打聞は殆ど完成に近づき、名も選藻抄と命ぜられたが、其の天折の爲めに不幸にも一篋の功を虧いたのは、誠に彼の爲めに悲むべき事であり、又當代の文學の爲めにも甚だ惜むべき事である。

と言つて、太宗を諫めて思ひ止まらしめた話が見えて居る。七百年前蒙古人に國に補無しと言はれた漢人は、反對に蒙古の牧地を占耕して今や蒙古を舉げて農地と爲さずむば已まざる慨を示して居る。